

「みやぎデータ駆動型農業拡大支援事業」 Q & A

令和3年10月29日更新

【目的】

問1	この「みやぎデータ駆動型農業拡大支援事業」を実施する目的は何か？
回答	<p>アフターコロナを見据え、リモートでも技術支援を行える環境を整備することを目的に、クラウド対応環境計測機器（環境モニター）及び複合環境制御機器の導入を支援することにより、農業経営体と指導機関とが環境データの共有を図ることで遠隔での指導も可能となるとともに、データに基づいた栽培管理が進み、品質向上や単収増加につながることを期待されます。</p> <p>また、環境計測機器及び複合環境制御機器の導入支援により、環境データの見える化及びデータの蓄積を図る農業経営体等の裾野を広げ、将来、高度な環境制御に取り組む農業経営体等の育成に繋がります。</p> <p>※本事業は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国費）」により実施されます。</p>

【事業対象者】

問2	事業対象者は「宮城県県内で施設園芸に取り組む農業経営体」とあるが、個人農業者も対象となるか？
回答	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条に定められた認定農業者、及び農業経営基盤強化促進法第14条の5に定められた認定就農者であれば、個人農業者も本事業の対象となります。

【事業要件】

問3	参画が求められている「みやぎ環境制御技術交流ネットワーク」ではどのような取り組みを行うのか？
回答	<p>環境制御に取り組む施設園芸経営体の栽培担当者（grower）を対象として、お互いの成功・失敗事例やデータの共有、意見交換の場を設けることで、互いの技術力研鑽を目的としています。</p> <p>詳細については園芸推進課ホームページにて確認をお願いします。</p>

問5	現在、既存の鉄骨ハウスで環境制御に取り組んでいるが、新規増設するハウスへ本事業を活用して環境計測機器を導入することは可能か？
回答	<p>新規増設するハウス（施設）への環境計測機器の導入は本事業の対象となります。</p> <p>また、既存施設であっても、環境制御及び環境計測を未実施の施設への環境計測機器の導入も本事業の対象となります。</p> <p>※既存施設に設置されていた機器の更新は不可。</p>

問6	現在、既存の鉄骨ハウスで環境制御に取り組んでいるが、このハウスに新たに複合環境制御機器を導入することは可能か？
回答	新たな制御項目の追加等、明らかな機能向上が伴う場合は、既存の環境制御機器を本事業で更新することが可能です。

問7	宮城県「週間環境データ自動計算シート」対応機種を知りたい。
回答	宮城県「週間環境データ自動計算シート」対応機種については、園芸推進課ホームページにて確認をお願いします。

問8	採択加算ポイントはどのように取り扱われるか？
回答	予算額を上回る事業申請があった場合には、採択加算ポイントを考慮して事業採択を行います。

【補助内容】

問9	複数施設に対して複数台の環境計測機器を導入することは可能か？
回答	環境計測機器の導入台数は1経営体あたり1台までとしています。 ただし、1台の環境計測機器で複数施設または同一施設内の複数箇所の環境計測を行うために、環境計測センサーを複数設置することは可能です。

問10	当法人では遠隔地域に農場が分散しているが、それぞれの農場に複合環境制御機器を導入することは可能か？
回答	分散した遠隔地農場であれば、農場ごとに複合環境制御機器の導入が可能です。 ※「遠隔地農場」とは、所在市町村が異なる、出荷調製を個別に行う等、明確に区別された農場である場合に限ります。